

催しで火気器具を使用する場合の防火対策【概要版】

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会火災を踏まえ、津市火災予防条例を一部改正し、花火大会、まつり、縁日などの多くの人が集まる催しにおいて、消火器の準備や届出などが必要になりました。

「屋内」・「屋外」での多くの人が集まる催し

ガスコンロなどの火気器具を使用する人は、

※火気器具とは、ガスコンロ、バーベキューコンロ、ストーブ、ホットプレート及び発電機 など

○消火器の準備(条例第18条第1項第9号の2 ほか)

・消火器を準備したうえで、火気器具を使用しなければなりません。

○露店等の開設届出書の提出(条例第45条第6号)

・あらかじめ消防長(消防署長)に届出なければなりません。



「屋外」での多くの人が集まる大規模な催し

消防長は、

●指定催しとしての指定(条例第42条の2)

・屋外での大規模な催しを「指定催し」として指定します(告示で公表)。

※大規模な催しとは、露店等の数が100店舗を超える規模の催し など

・指定催しの主催者に、その旨を通知します。



指定催し的主催者は、

○防火担当者の選出(条例第42条の3)

・関係者に対し火災予防上の必要な指示等を行うことができる立場の人を選出しなければなりません。

○火災予防上必要な業務に関する計画の作成提出(条例第42条の3)

・催しを開催する14日前までに、防火担当者に「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させ、当該計画に基づく業務を行わせなければなりません。

・催しを開催する14日前までに、当該計画書を消防長(消防署長)に提出しなければなりません。

○罰則(条例第49条第4号 ほか)

・「火災予防上必要な業務に関する計画」を提出しなかった場合は、30万円以下の罰金が科されます。

